

東京都板橋区特定教育・保育施設指導監査実施要綱

平成31年3月1日 区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)の規定に基づき板橋区(以下「区」という。)が行う指導及び監査(以下「指導監査」という。)について、基本的事項を定めることとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指導 区が法に基づき特定教育・保育施設に対して行う指導等であって、法第14条第1項の規定による権限をいう。
- (2) 監査 区が法に基づき特定教育・保育施設に対して行う監査等であって、法第38条、第39条及び第40条の規定による権限をいう。
- (3) 特定教育・保育等 法第27条第1項の規定による特定教育・保育、法第28条第1項第2号の規定による特別利用保育及び法第28条第1項第3号の規定による特別利用教育をいう。
- (4) 特定教育・保育施設 法第31条第1項の規定により板橋区長(以下「区長」という。)が確認した(同項第2号に係る部分に限る。)、法第27条第1項に規定する施設型給付費の支給に係る施設(区が設置したものを除く。)をいう。
- (5) 施設型給付費等 法第27条の規定による施設型給付費及び法第28条の規定による特例施設型給付費をいう。
- (6) 確認基準 東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年板橋区条例第27号)に定める基準をいう。
- (7) 内閣府令等 「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号)及び「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号平成27年3月31日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、法で使用する

用語の例による。

(目的)

第3条 指導監査は、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。

(指導の方針)

第4条 指導は、法第33条に定める特定教育・保育施設の設置者の責務、確認基準及び内閣府令等に定めるところによる、特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準（以下「運営基準等」という。）の適合状況を個別的に明らかにするとともに、施設型給付費等の請求に関する事項について周知徹底させることにより、過誤・不正の防止を図ることとする。

2 指導は、国の通知及び過去の実地指導の結果等を勘案し厳正かつ効果的に実施するとともに、画一的、形式的に陥ることのないよう、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、特定教育・保育施設の運営上の問題解決を図り、自律的な運営を促すことに努めることとする。

3 指導を行うに当たっては、建学の精神に基づく特色ある教育を展開していることを尊重するとともに、東京都と連携して対応することとする。

(指導形態)

第5条 指導の形態は、集団指導及び実地指導とする。

(指導対象)

第6条 指導は、全ての特定教育・保育施設を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導形態に応じて、次に掲げる基準に基づいて対象の選定を行う。ただし、私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園の運営に係る会計について公認会計士又は監査法人の監査（以下「外部監査」という。）を受けている場合には、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、当該外部監査の対象となっている会計については、指導の対象としない。

(1) 集団指導

ア 新たに確認を受けた特定教育・保育施設については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。

イ アの集団指導を受けた特定教育・保育施設については、その後の制度の改正、施設型給付費等の請求の実態、過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じたときに、当該指導すべき内容に応じて、対象となる特定教育・保育施設を選定して実施する。

(2) 実地指導

ア 全ての特定教育・保育施設を対象に定期的かつ計画的に実施する。実施頻度については、特定教育・保育施設の運営基準等の遵守状況、集団指導の状況、区の実施体制等を勘案して決定する。

イ その他特に実地による指導を要すると認める特定教育・保育施設を対象に随時実施する。

(集団指導の実施方法)

第7条 集団指導は、特定教育・保育施設に対して、運営基準等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設の関係者を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

2 区長は、指導対象となる特定教育・保育施設を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所及び予定される指導内容等を文書により当該特定教育・保育施設に通知する。

3 区長は、前項の規定による通知を受けた当該特定教育・保育施設がやむを得ない事情により集団指導を欠席したときは、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定する。

(実地指導の実施方法)

第8条 実地指導は、特定教育・保育施設に対して、運営基準等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談等により行うとともに、必要と認める場合、運営基準等の遵守に関して各種指導等を行う。

2 区長は、実地指導の実施に当たっては、あらかじめ教育委員会事務局学務課の係長級以上の職にある者を含めた職員2名以上を担当者（以下「担当者」という。）と定めるものとする。

3 区長は、指導対象となる特定教育・保育施設を決定したときは、あらかじめ根拠規定、目的、日時、場所、実地指導を行う担当者及び準備すべき書類その他必要な事項を文書により当該特定教育・保育施設に通知する。

4 区長は、第1項に規定する実地指導を効率的に実施するため、当該特定教育・保育施設に対して事前に準備すべき書類の提出を求められることができる。

5 担当者は、実地指導を行う場合、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。）第60条第1項に定める身分証明書（様式第1号）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 実地指導は、次に掲げる項目を指導事項とし、別に定める指導事項項目表に基づいて実施する。

- (1) 利用定員
- (2) 内容、手続きの説明及び同意
- (3) あっせん、調整及び要請に関する協力
- (4) 小学校等との連携
- (5) 特定教育・保育施設の取扱方針、評価等

- (6) 運営規程及び苦情解決
- (7) 地域との連携等
- (8) 事故発生の防止及び発生時の対応
- (9) 会計の区分
- (10) 記録の整備
- (11) 地域区分、定員区分、認定区分、年齢区分及び保育必要量区分
- (12) 基本分単価
- (13) 各種加算事項

7 実施指導を行った担当者は、実施場所において、実施指導の結果について、別表に照らした助言又は口頭指導を行うものとする。ただし、法令若しくは運営基準等の解釈を確認する必要があるとき又は実施場所において助言若しくは口頭指導を行うことに支障があるときは、後日、関係者を招致して行うことができる。

(指導結果の通知等)

第9条 前条の実地指導を行った担当者は、助言又は口頭指導の内容並びに文書指導をすべき事項の有無及び当該事項の内容を速やかに区長に報告しなければならない。

- 2 区長は、文書指導すべき事項が認められるときは、当該特定教育・保育施設に対して、問題点及び改善方法等を具体的に示して通知する。
- 3 区長は、前項に規定する通知をする場合は、当該特定教育・保育施設に対し、期限を定めて改善状況報告書又は改善計画書の提出を求めるものとする。
- 4 区長は、提出を受けた改善状況報告書又は改善計画書の内容を確認し、継続して実地指導の必要があると認めるときは、再度実地指導を実施するものとする。

(監査への変更)

第10条 区長は、実地指導中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、直ちに監査を行うこととする。

- (1) 著しい運営基準等違反が確認され、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合
- (3) 正当な理由がなく実地指導を拒否した場合
- (4) 前条第3項の規定により提出を求めた改善状況報告書又は改善計画書の内容から文書指導した事項を改善する意思がない又は改善することを怠っていると認める場合

(監査の方針)

第 11 条 監査は、特定教育・保育施設について、法第 39 条及び第 40 条に定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合若しくは施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「違反疑義等」という。）又は前条に基づき監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、更正かつ適切な措置をとることを目的として実施する。

2 監査を行うに当たっては、建学の精神に基づく特色ある教育を展開していることを尊重するとともに、東京都と連携して対応することとする。

（監査対象の選定基準）

第 12 条 監査は、次の各号に掲げる情報を踏まえて違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行うものとする。

（1） 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

（2） 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す特定教育・保育施設に係る情報

（3） 実地指導において確認した違反疑義等に関する情報

（4） 死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

（5） 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報

（監査の実施方法）

第 13 条 区長は、違反疑義等の確認について必要があると認めるときは、特定教育・保育施設に対し、次に定める方法により監査を行うものとする。

（1） 報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じること。

（2） 出頭を求めること。

（3） 区の職員に関係者に対して質問させること。

（4） 区の職員に特定教育・保育施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備又は帳簿書類その他の物件を検査させること。

2 区の職員は、前項に規定する質問又は立ち入り検査等を行う場合、規則第 60 条第 3 項に定める身分証明書（様式第 2 号）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 前条第 4 号及び第 5 号の情報に基づく場合には、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行うことができる。

4 区長は、確認権限のない特定教育・保育施設の違反疑義等に関する情報を得た場合には、確認権限のある区市町村に対し、当該情報を共有するものとする。

（監査結果の通知等）

第 14 条 区長は、監査の結果、法に定める行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、当該特定教育・保育施設に対して、後

日、文書によって監査内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(行政上の措置)

第 15 条 区長は、特定教育・保育施設に違反疑義等が認められた場合には、次項から第 7 項までに定める方法により、勧告、命令及び確認の取消し等の行政上の措置を行うものとする。

2 区長は、特定教育・保育施設が、次の各号に掲げる事実と認めるときは、法第 39 条第 1 項の規定に基づき、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 確認基準に従って施設型給付費等の支給に係る施設として適正な運営をしていない事実 当該基準を遵守すること。

(2) 法第 34 条第 5 項に規定する便宜の提供を施設型給付費等の支給に係る施設として適正に行っていない事実 当該便宜の提供を適正に行うこと。

3 設置者は、前項の勧告を受けた場合は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

4 区長は、第 2 項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた設置者が、同項の期限内にこれに従わなかった場合には、法第 39 条第 3 項の規定に基づき、その旨を公表することができる。

5 区長は、勧告を受けた設置者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を取らなかったときは、法第 39 条第 4 項の規定に基づき、当該設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を取るとるべきことを命令することができる。

6 区長は、前項に規定する命令をしたときは、法第 39 条第 5 項の規定に基づき、その旨を公示しなければならない。

7 設置者は、第 5 項の命令を受けた場合は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

(確認の取消し等)

第 16 条 区長は、前条第 2 項各号に掲げる事実の内容が、法 40 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、法第 40 条第 1 項の規定に基づき、当該特定教育・保育施設に係る確認を取り消し、又は期限を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「確認の取消し等」という。）ができる。

2 区長は、前項に規定する確認の取消し等をしたときは、法第 41 条第 3 号の規定に基づき、遅滞なく、当該設置者の名称等を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

(聴聞・弁明の機会の付与)

第 17 条 区長は、前 2 条に規定する命令又は確認の取消し等の処分を行おうとする場合は、監査後、当該処分の予定者に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(不正利得の徴収)

第 18 条 区長は、勧告、命令又は確認の取消し等を行った場合において、当該処分の基礎となった事実が法第 12 条に定める偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、施設型給付費等の全部又は一部について、同条第 1 項の規定に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行う。

2 区長は、命令又は確認の取消し等を行った特定教育・保育施設について不正利得の徴収として返還金の徴収を求める場合、原則として、法 12 条第 2 項の規定により、当該特定教育・保育施設に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせるものとする。

(東京都への情報提供)

第 19 条 区長は、東京都に対して、集団指導の概要、実地指導の指導結果の通知、監査結果の通知、行政上の措置及び不正利得の徴収の内容並びに改善報告書の概要について情報提供を行う。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、特定教育・保育施設の指導監査に関し必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

指導方法の基準

評価区分	評価形態	考え方
A	助言	法、確認基準、関連法令又は通知等のいずれにも適合する場合、水準向上のための助言を行う。
B	口頭指導	法、関連法令若しくは通知等のいずれかに違反している場合又は確認基準を満たしていない場合は、原則として口頭により指導する。ただし、業

		務運営上、支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、文書により指導する。
C	文書指導	法、関係法令若しくは通知等のいずれかに著しく違反している場合又は確認基準を満たさない場合で、業務運営上、支障が大きいと認められる場合は、原則として、文書により指導する。ただし、改善中の場合又は特別な事情により改善が遅延している場合は、口頭により指導する。

様式第1号（第8条関係）

（表面）

子ども・子育て支援検査証		第 号
写 真	職 名 氏 名 生年月日	
子ども・子育て支援法第十三条及び第十四条に定める当該職員であることを証する。		
年 月 日交付		印
板橋区長		

（裏面）

子ども・子育て支援法（抄）

（報告等）

第十三条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第八十七条 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十四条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3（略）

注意

1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。

子ども・子育て支援検査証

第 号

写
真

職 名
氏 名
生年月日

子ども・子育て支援法第三十八条、第五十条及び第五十六条に定める当該職員で
あることを証する。

年 月 日交付

板橋区長

印

（裏面）

子ども・子育て支援法（抄）

（報告等）

第十三条（略）

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告等）

第三十八条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者（以下この項において「特定教育・保育施設の設置者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（報告等）

第五十条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定地域型保育事業者又は特定地域型保育事業者であった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であった者（以下この項において「特定地域型保育事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地域型保育事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定地域型保育事業者の特定地域型保育事業所、事務所その他特定地域型保育事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（報告等）

第五十六条 前条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該特定教育・保育提供者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該特定教育・保育提供者若しくは当該特定教育・保育提供者の職員に対し出頭を求め、又は当該市町村長等の職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該特定教育・保育提供者の当該確認に係る教育・保育施設若しくは地域型保育事業所、事務所その他の教育・保育の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～4（略）

5 第十三条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第八十四条 第三十八条第一項又は第五十条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

注意

1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えられるものとする。
2. 大きさは、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。